

情報通信審議会・郵便局活性化委員会 ヒアリング資料

平成30年4月16日
島根県邑智郡邑南町



おおなんちょう 邑南町

696-0192 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地

電話（代表）0855(95)1111

FAX 0855(95)2351

<http://www.town.ohnan.lg.jp/>

《邑南町の位置》



島根県中央部の山間にある自然豊かな町



【邑南町の概要】

1. 位置 島根県中南部に位置し、中山間地に代表的な盆地の多い地形であるが、東側は低地の割合も多い。標高は100mから600m、南側から西側にかけては1000m級の急峻な地形も分布している。
2. 面積 4 1 9 . 2 2 km² (山林が8 6 %)
3. 人口 (H30.3.31現在) 1 0 , 8 9 1 人 高齢化率4 3 . 5 %
4. 交通 浜田自動車道瑞穂ICを有し、広島市中心部まで車で約1時間
5. 主な産業 農林業
6. 町のあゆみ 邑南町は平成16年10月1日に羽須美村(旧)、瑞穂町(旧)、石見町(旧)の三町村が合併し新しく誕生。
「夢響きあう元気の郷づくり」をテーマに新しい町づくりがスタートした。町名の「邑南」は古くから三町村の地域全体を表す名称として親しまれているとともに、「邑」には、小さな都、人の多く集まる場所の意味があり、「南」には人情温かく産物が豊かに実り、和やかで将来に夢と希望を与える明るいイメージがあることから町名が決定している。

平成16年10月1日町村合併 今年で合併14周年



さだまさしアルバム
第二楽章 (2014年9月10日発売)
邑南町イメージソング

「さくらほろほろ」
がアルバムに収録されました！



邑南町は『豊かな自然とそこから生まれる
人のつながりと家族の温もり』が誇りです



さだまさしさんを通じて
『邑南町の誇り』を全国にアピール！

【邑南町の主な施策】

1. 日本一の子育て村を目指して
2. A級グルメ立町
3. 地方創生と地区別戦略

日本一の子育て村を目指して ~子育てするなら邑南町で~



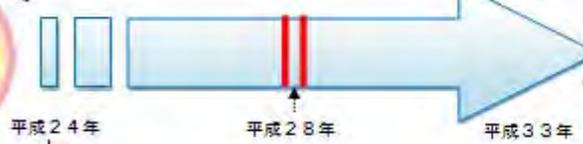
お問い合わせは、
邑南町役場定住促進課
Tel:0855-95-1117 まで
IP:050-5207-3019

10年後

若者定住

平成33年目標値
0歳~18歳人口
1,800人

5年後(平成28年)目標値
0歳~18歳人口 1,700人



地域で子育て

日本一の子育て支援

医療

◆身近で安心な医療体制 (公立邑智病院)

- ・産婦人科、小児科機能充実
- ・24時間救急受付(365日)
- ・ドクターヘリ緊急搬送
- ・民間病院や町立診療所等との連携

保健

◆子ども医療費の無料 (中学校卒業まで)

- ◇予防接種費用全額助成
- ◇不妊治療費助成

福祉

◆第2子目から保育料無料

- ◆保育所完全給食
- ◇放課後児童クラブ
- ◇病児保育・延長保育
- 一時預保育・障害児保育

就労

- ◇新規就農支援
- ◇無料職業紹介所
- ◇起業家支援事業

定住支援

- ◆コーディネーター配置

結婚

- ◇出合いのサポート

教育

- ◇奨学金制度(医療・農林業・一般)
- ◇笑顔キラキラ事業(学習支援員等の配置)
- ◇ふるさとまるごと博物館
- ◇図書館司書の配置
- ◇特別支援教育の推進
(県立石見看護学校・町立くるみ学園)

- 矢上高校支援
- ◇通学バス助成
- ◇町立研修施設の整備

生活環境

- (1)情報 ◇ケーブルTVの活用
- (2)住まい ◇住宅・空き家改修補助
- (3)上下水道 ◇上下水道整備
- (4)公共交通 ◇通学費助成
- (5)道路 ◇生活道路整備

主な生活環境

- 高速インターネット環境
- 町内通話料無料
- 高速道路IC
- ◀広島→1時間▶

ビジョンの骨子

A級グルメ構想

ここでしか味わえない食や体験



1

2



3



地産地・外商レストランによる
経済循環



町内レストラン



町内店舗アベル内



広島三越内

広島

地域おこし協力隊(総務省)
による外部人材の活用

耕すシェフ

料理+農業

アグリ女子・男子

有機農業+6次産業

耕すあきんど

産直市+農業

地産地・外商レストランによる
経済循環

食の学校

農の学校

2060年に人口10,000人の人口維持を目指す

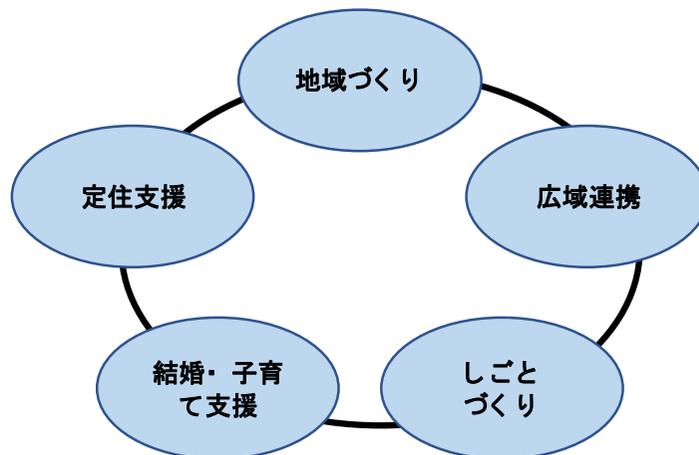
邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略

■基本目標

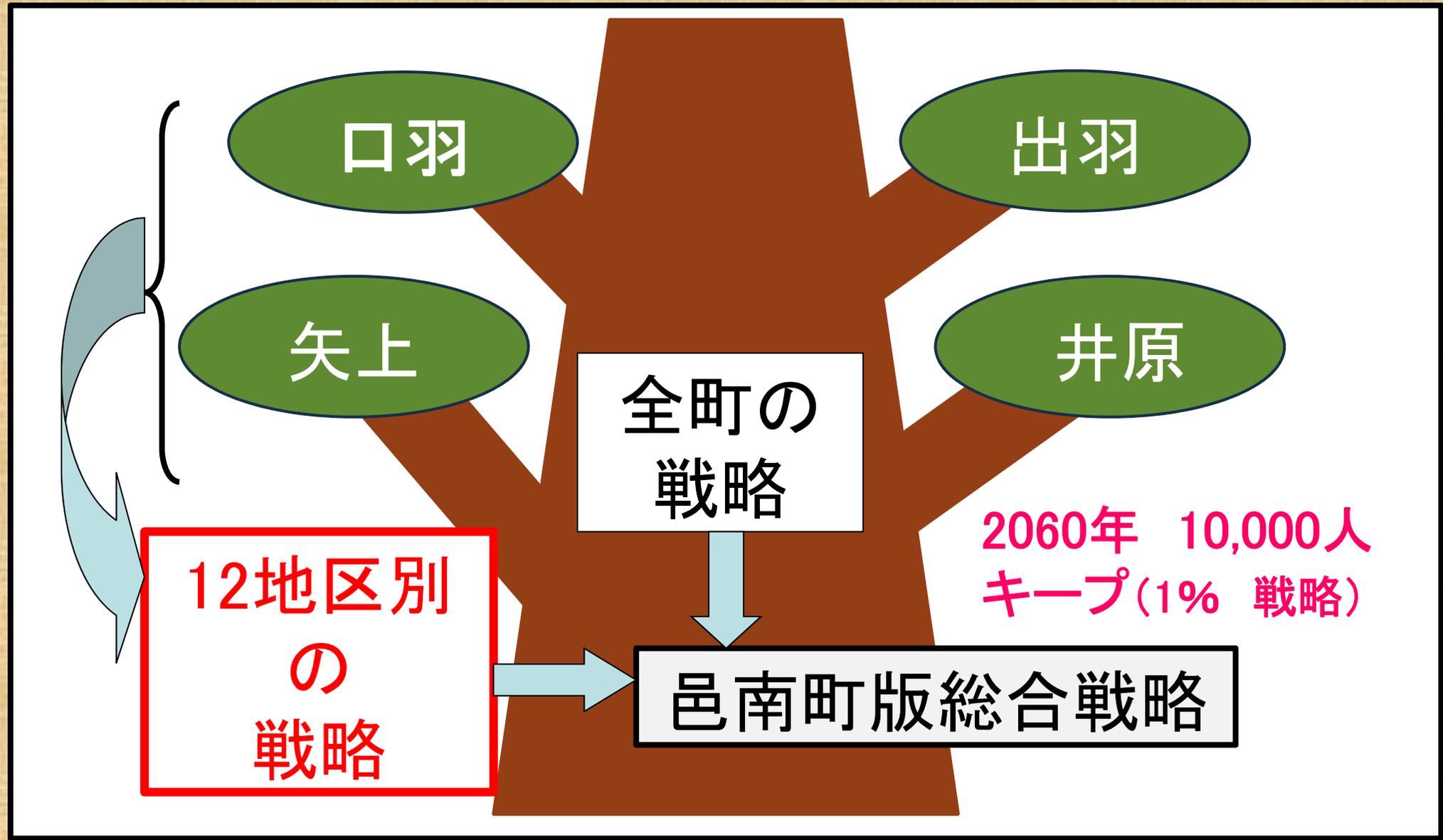
- ①地域で新たに転入者を64人確保する
- ②出生数を80人確保する
- ③観光入込客を100万人確保する

■具体的な施策展開

テーマ:明日(みらい)が見える・地域が輝く邑南町



邑南町版総合戦略イメージ



邑南町における郵便局との連携

邑南町における現状

- ①郵便局数 1 3
- ②町内地区の数（公民館数） 1 2
- ③主要公共施設の数
 - 庁舎（本庁 1、支所 2）
 - 公民館 1 2
 - 公立病院 1

項目 1

郵便局との連携内容（協定締結による
地域見守り等）とその成果

①連携内容

邑南町と郵便局の協定等

平成9年6月10日

『災害時における石見町内郵便局、石見町間の相互協力に関する覚書』

平成29年10月11日

『地域における協力に関する協定』

『災害発生時における郵便局の協力に関する協定』

災害時における石見町内郵便局、石見町間の相互協力に関する覚書

石見町内郵便局代表者中野郵便局長（以下「甲」という。）及び石見町長（以下「乙」という。）は、石見町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、石見町及び石見町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、石見町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、石見町内の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、石見町長及び石見町を管轄する集配郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- 1 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務取扱い及び授受対策
- 2 甲が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- 3 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- 4 郵便局又は石見町が収集した被災町民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- 5 甲は、必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- 6 その他前記1～5に定めのない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう務めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 石見町の災害対策本部のメンバーに中野郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 石見町内の郵便局は、石見町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては中野郵便局長、乙においては石見町総務課長とする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年 6月 10日

石見町内郵便局 代表者
中野郵便局長 滝本 菊夫

石見町
石見町長 日高 昭彦

地域における協力に関する協定

島根県邑南町（以下「甲」という。）は、日本郵便株式会社邑南町内郵便局及び石見大田郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、邑南町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

- (1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
- (2) 道路の異状を発見した場合
- (3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年10月11日

甲 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地
邑南町
邑南町長 石橋 良治

乙 島根県邑智郡邑南町矢上993-1番地
邑南町内郵便局及び石見大田郵便局代表
日本郵便株式会社 矢上郵便局
局長 日高 博

災害発生時における郵便局の協力に関する協定

島根県邑南町(以下「甲」という。)と邑南町内郵便局及び石見大田郵便局(以下「乙」という。)は、邑南町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり締結する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、邑南町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便業務等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(注) 避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 邑南町 総務課長
- 乙 日本郵便株式会社 矢上郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成29年10月11日

甲 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地

邑南町

代表 邑南町長

石橋 良治

乙 島根県邑智郡邑南町矢上993-1番地

邑南町内郵便局及び石見大田郵便局

代表 日本郵便株式会社 矢上郵便局長

日高 博

②その効果

一般通報と混じり区分ができていないものの、平常時から住民の安心安全の確保と災害時での柔軟な対応に期待。

項目 2

過疎地における郵便局の役割

①郵便業務

- ・大切な通信手段
- ・高齢者のコミュニケーションツール
- ・地域の見守りの役割

②ゆうちょ銀行、保険業務

- ・身近で親しみやすい金融機関
- ・近くの金融機関

項目 3

郵便局の優位性、逆に優位でないところ

①優位性

- ・全国各地の町にある利用のしやすさ
- ・郵便業務、金融保険業務が集積し利用しやすい
- ・ゆうパックの安定した業務の継続
- ・旧国営郵政業務としての信頼性
- ・選挙関連の優先的対応
- ・防災士取得など公共的活動の推進

②逆に優位でない点

- 死亡による凍結口座等の処理が複雑で時間を要する
- 業務ごとに会社が分かれるので信頼性に乏しい
- 囑託職員が多く不配達などの発生で信頼性に乏しい

項目 4

窓口事務の郵便局への委託の
ニーズ

現時点では窓口事務の委託は考えていない (理由)

- 窓口事務の多くは外部と遮断された基幹システム情報が基で情報管理の面が問題である
- 他の事務では福祉などの専門性を必要とする事務がある
- 委託により行政のスリム化を図る一方で災害等緊急対応に従事する職員を確保する必要がある

項目 5

今後、郵便局と連携したい内容

買い物支援は可能性が大

電気メーカーと連携し「ケーブルテレビ
活用の実証実験」として買い物支援を行
った団体がある。